

相続人申告登記の必要書類チェックリスト

申出の前に集める書類 | 亡くなった方との関係別の戸籍 | 登録不要・無料・2026年版

使い方:集めたら口印をつけ、取得日と通数を書く
相続人申告登記は、相続登記の申請義務(3年以内)を簡易に果たすための申出です。必ず要るのは「相続人申出書」と「戸籍の証明書」で、ほかは条件に当てはまるときだけ要ります。申出書の様式と記載例は法務省「相続人申告登記について」のページから入手してください(このPDFには含めていません)。

■ 申出の前に集める書類 法務省「相続人申告登記について」2 基本的な提出書類・同「相続人申告登記手続のご案内」

	書類(要る場合)	誰の・どこで	注意	メモ
☐	相続人申出書 必ず	申出人(相続人)が作る 様式は法務省「相続人申告登記について」(一太郎・Word・PDF)。Webブラウザ(かんたん登記・供託申請)で作って送ることもできる	記載例は亡くなった方との関係(子・配偶者・親・兄弟姉妹など)ごとに法務省のページにある	取得日: 通数:
☐	戸籍の証明書(戸除籍謄本等) 必ず	亡くなった方(登記記録上の所有者)と申出人 それぞれの戸籍の本籍がある市区町村	①亡くなった方の死亡した日が分かるもの、②申出人が相続人であることが分かるもの、③亡くなった方の死亡日以後に発行された申出人の戸籍。1通で①～③を満たせばその1通で足りる	取得日: 通数:
☐	住民票の除票の写し または 戸籍の附票の写し など 亡くなった方の本籍が登記記録上の住所と違う場合	亡くなった方(登記記録上の所有者) 住民票の除票:住所地の市区町村／戸籍の附票:本籍地の市区町村	亡くなった方の本籍と、登記上と同じ住所が載っているもの。戸籍上の亡くなった方と登記上の所有者が同じ人だと示すために出す	取得日: 通数:
☐	住民票の写し(住所証明情報) 申出書に氏名ふりがな・生年月日を書かない場合	申出人 住所地の市区町村	申出書に住民票上の氏名ふりがなと生年月日を書けば省略できる(住民票に記載のない人＝国内に住所のない人は省略できない)。出すならマイナンバー(個人番号)の記載がないもの	取得日: 通数:
☐	委任状 代理人が手続きする場合だけ	申出人が代理人に頼むときに作る 記載例は法務省「相続人申告登記について」	複数の相続人が連名で申出書を作って出すなら要らない。代理人に頼むときは申出書に代理人の氏名・住所を書き、添付情報欄に「代理権限証明情報」と書く	取得日: 通数:
☐	相続関係説明図 戸籍・住民票の原本を返してほしい場合	申出人が作る 記載例(相続人申告登記用)は法務省「相続人申告登記について」の申出書記載例の2枚目	出すと、戸籍の証明書と住民票の写しを法務局の調査のあとで返してもらえ、コピーを作らなくてよい。登記上の所有者と申出人以外の人は書くのを省いてよい	取得日: 通数:
☐	返信用封筒と書留郵便の切手 登記完了の通知書を郵送で受け取る場合	申出人 自分で用意	宛名を書いた返信用封筒と、書留郵便に必要な切手を申出書と一緒に出す	取得日: 通数:

■ 亡くなった方との関係別の戸籍の証明書 自分に当てはまる行に印。法務省の一般的な例です

☐	子が申し出る	①亡くなった方の死亡した日が分かる戸籍、②申出人が子であることが分かる戸籍、③亡くなった方の死亡日以後に発行された申出人の戸籍(1通で①～③を満たせば1通で足りる)
☐	配偶者が申し出る	亡くなった方の死亡した日と、申出人が配偶者であることが分かる戸籍
☐	親が申し出る	申出人が親であることと、亡くなった方に子がないことが分かる戸籍(亡くなった方の出生から死亡までの全部)、亡くなった方の死亡日以後に発行された申出人の戸籍
☐	兄弟姉妹が申し出る	申出人が兄弟姉妹であることと、亡くなった方に子がないことが分かる戸籍(亡くなった方の出生から死亡までの全部)、亡くなった方より前に父母・祖父母などが亡くなっていることが分かる戸籍、亡くなった方の死亡日以後に発行された申出人の戸籍

- 戸籍の注意と、戸籍の代わりになるもの**
- どの戸籍が要るか判断が難しいときは、亡くなった方の出生から死亡までの全ての戸籍と、申出人の現在の戸籍を出してもよい
 - 親・兄弟姉妹が申し出る場合、亡くなった方より先に亡くなった子がいたときは、その子に子がないことが分かる戸籍が別に要ることがある
 - 法定相続情報一覧図の写しを出すか、法定相続情報番号を申出書に書けば、戸籍の証明書に代えられる
 - 戸籍の集め方が分からないときは、本籍地または最寄りの市区町村役場に問い合わせる
 - 法務省は、できれば相続登記で要る戸籍(亡くなった方の出生から死亡までの経緯が分かるもの)もこの機会に取っておくことをすすめている

相続人申告登記の必要書類チェックリスト

申出書に書くことのメモ | 提出先の登記所のメモ欄 | 窓口・郵送・オンラインの出し方

■ 申出書に書くこと 法務省「相続人申告登記手続のご案内」の記載事項の説明より。右の欄は下書き用

欄	書くこと	下書きメモ
申出の目的	「相続人申告」と書く	
亡くなった方・相続開始年月日	亡くなった方の氏名と、相続開始年月日(戸籍上の死亡日)	
申出人	申出人の住所・氏名(住民票のとおり。押印は要らない)	
氏名ふりがな・生年月日	氏名ふりがな・生年月日(住民票上のものを書けば、住民票の写しを出さなくてよい)	
連絡先	連絡先の電話番号(補正があるときに登記所の担当者から連絡が来る。平日の日中につながる番号)	
添付情報	「申出人が登記名義人の相続人であることを証する情報」「住所証明情報」(住民票の写しを省略するなら住所証明情報は書かない)	
申出の年月日・申出先	申出の年月日と、申出先の法務局(登記所)	
不動産の表示	登記事項証明書等のとおりに正確に書く。不動産番号(13桁・任意)を書けば所在・地番・家屋番号を省略できる	

■ 提出先の登記所のメモ 申出先は、不動産の所在地を管轄する法務局(登記所)。法務局ホームページ「管轄のご案内」で調べる

申出先：

法務局(地方法務局)

支局・出張所

申出する日： 年 月 日

出し方：☐ 窓口 ☐ 郵送(書留) ☐ Webブラウザ

完了の通知書：☐ 窓口で受け取る ☐ 郵送(返信用封筒と書留の切手)

土地／建物	所在	地番／家屋番号	不動産番号(13桁・任意)
☐ 土地 ☐ 建物			
☐ 土地 ☐ 建物			
☐ 土地 ☐ 建物			

出し方(法務省のご案内)

- 申出先は、不動産の所在地を管轄する法務局(登記所)。管轄は法務局ホームページの「管轄のご案内」で調べられる
- 窓口：作った申出書と添付書面を、管轄の法務局(登記所)の窓口を持っていく
- 郵送：申出書と添付書面を入れた封筒の表に「相続人申出書在中」と書き、書留郵便で送る
- オンライン：Webブラウザ上の「かんたん登記・供託申請」で申出書を作って送れる。専用のソフトは要らず、電子署名も要らない

出す前のチェック(ご案内の「申出書提出前のチェックリスト」より)

- ☐ 添付書面(戸籍の証明書・住民票の写しなど)を付け忘れていない
- ☐ 原本を返してほしい書面は、コピーに「原本に相違ありません」と書いて記名したか、相続関係説明図を付けた
- ☐ 申出先の法務局(不動産の所在地を管轄する登記所)が合っている
- ☐ 申出書に連絡先の電話番号を書いた

申出書の作り方の決まり

- 申出書はA4(縦置き・横書き)の丈夫な紙に片面で印刷し、添付書類と一緒に左とじで出す
- 文字はパソコン入力か、黒のインク・ボールペン等で書く(消せるインクと鉛筆は使えない)
- 申出書が複数枚なら、各ページの下に「1/4」のように書き、左の余白を2か所ホチキスでとめる
- 添付する書面は原本が原則(コピー不可)。原本を返してほしい書面は、コピーに「原本に相違ありません」と書いて記名し、原本と一緒に出す(別の還付請求書は要らない)。申出のためだけに作った書面などは返してもらえない

相続人申告登記の必要書類チェックリスト

相続人申告登記と相続登記の比較表 | 申出のあとにすること

■ 相続人申告登記と相続登記の違い 法務省・不動産登記法・国税庁 No.7191 より

項目	相続人申告登記	相続登記
何をする手続きか	所有者が亡くなったことと、自分がその相続人であることを申し出る(登記官が職権で登記に付記)	相続による所有権の移転の登記を申請する
相続登記の申請義務(3年以内)	期限内に申し出れば、義務を果たしたものとみなされる	期限内に申請すれば義務を果たせる
遺産分割が成立したあとの登記義務	果たせない	遺産分割の日から3年以内に申請して果たす
売却・抵当権の設定	権利関係を公示しないため、別に相続登記の申請が必要	売却・抵当権の設定の前に必要になる登記
集める戸籍	申出人が相続人の一人であることが分かる一部の戸籍で足りる	亡くなった方の出生から死亡までの経緯が分かる戸籍
法定相続人の範囲・法定相続分の確定	要らない	要る
だれが出すか	特定の相続人が1人で申し出られる(他の相続人の分も含めた代理の申出も可)	ケースで異なる(法定相続分のとおりなら、相続人のうち1人が全員分を申請できる)
登録免許税	かからない	税率1,000分の4(免税措置が適用される場合がある)
出し方	窓口・郵送・Webブラウザ(かんたん登記・供託申請)	窓口・郵送・オンライン(登記・供託オンライン申請システム)
出す先	不動産の所在地を管轄する法務局(登記所)	不動産の所在地を管轄する法務局(登記所)

相続人申告登記のあとも、売るときは相続登記が必要です

- 相続人申告登記は不動産の権利関係を公示するものではないため、相続した不動産を売る・抵当権を設定するときは、別に相続登記の申請が必要
- 遺産分割にもとづく相続登記の申請義務は、相続人申告登記では果たせない(果たせるのは基本的義務だけ)
- 申出のあとの遺産分割で不動産を取得した人は、遺産分割の日から3年以内に所有権の移転の登記を申請する(不動産登記法第76条の3第4項)
- 法務省は、申出のあとできるだけ早めに相続人の間で遺産分割の話し合いをし、その結果にもとづく相続登記をするよう求めている

登記の完了と通知書

- 申出に不備がなければ、法務局は不動産の登記簿の権利部(甲区)に「相続人申告」の登記(申出があった相続人の住所・氏名)をする
- 申出人には、登記が完了した旨の通知書が交付される。受け取り方は登記所の窓口(運転免許証等の本人確認書面を持参)か郵送
- 登記完了から3か月たっても受け取りに來ないと通知書は廃棄され、再発行はできない。登記事項証明書や登記情報提供サービスで登記の完了は確かめられる

相続登記の申請義務(2026年10月7日確認)

- 相続(遺言を含む)で不動産を取得した相続人は、相続の開始と取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する義務がある(不動産登記法第76条の2第1項)。義務化は2024年(令和6年)4月1日から
- 2024年4月1日より前に開始した相続も対象。登記していなければ2027年(令和9年)3月31日まで(取得を知った日が2024年4月以降ならその日から3年以内)
- 遺産分割が成立した場合は、成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請する
- 正当な理由がないのに申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象になる(同法第164条第1項)

迷ったら:法務局の「登記手続案内」(完全予約制・1回20分以内、電話・窓口・ウェブ会議)で案内を受けられます。相続登記の申請の代理や申請書の作成、その相談を仕事として行えるのは司法書士と弁護士に限られています。